漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

(事務の委任)

- 第1条 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」第1条 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)に基づ に委任する。
 - (1) (略)
 - (2) 法第36条の2第1項の規定により漁港台帳を調製し、並びに漁港及び 漁場の整備等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第47号)第19条の 規定により漁港台帳を備え、及び閲覧に供すること。

(3)~(11) (略)

- (12) 法第67条第1項の規定により報告又は資料の提出を求め、及び他人の 土地等に立ち入り、測量又は検査をすること。
- (13) 法第67条第2項の規定により報告又は資料の提出を求め、並びに職員 に事業場等に立ち入り、質問させ、及び帳簿書類その他の物件を検査させ ること。

(申請書等)

- 第2条 次の各号に掲げる許可又は認可を受けようとする者は、それぞれ当該 |第2条 次の各号に掲げる許可又は認可を受けようとする者は、それぞれ当該 各号に掲げる申請書に別表に掲げる行為の区分による書類その他知事(第2 号及び第4号に掲げる申請書にあつては、所長。以下同じ。) が必要と認め る書類を添えて知事に提出しなければならない。許可又は認可を受けた行為 の内容を変更しようとする場合も同様とする。
 - $(1)\sim(2)$ (略)
 - (3) 法第38条第1項の規定による認可 漁港施設利用(使用料徴収)認可| 申請書(第3号様式)
 - (4) (略)

旧

漁港漁場整備法施行細則

(事務の委任)

- という。)に基づく次に掲げる事務は、漁港事務所長(以下「所長」という。) く次に掲げる事務は、漁港事務所長(以下「所長」という。)に委任する。
 - (1) (略)
 - (2) 法第36条の2第1項の規定により漁港台帳を調製し、並びに漁港漁場 整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)第10条の規定により漁港台帳 を備え、及び閲覧に供すること。

(3)~(11) (略)

- (12) 法<mark>第41条第1項</mark>の規定により報告又は資料の提出を求め、及び他人の 十地等に立ち入り、測量又は検査をすること。
- (13) 法第41条第2項の規定により報告又は資料の提出を求め、並びに職員 に事業場等に立ち入り、質問させ、及び帳簿書類その他の物件を検査させ ること。

(申請書等)

各号に掲げる申請書に別表に掲げる行為の区分による書類その他知事(第2) 号及び第4号に掲げる申請書にあつては、所長。以下同じ。) が必要と認め る書類を添えて知事に提出しなければならない。許可又は認可を受けた行為 の内容を変更しようとする場合も同様とする。

 $(1)\sim(2)$ (略)

- (3) 法第38条の規定による認可 漁港施設利用(使用料徴収)認可申請書 (第3号様式)
- (4) (略)